



岩手県大槌町にて

大槌町仮設住宅調査

被災地を想う

二〇一一年九月一六日(金)から一八日(日)までの三日間、岩手県大槌町の仮設住宅調査に、私と馬奈木敏太郎弁護士が参加してきました。

この調査は、最も震災による被害が大きい自治体の一つである大槌町の全仮設住宅に入居されている方々(二〇一四世帯に四六九七人(人口の三分の一))が入居にアンケートを行い、震災後の

生活状況の実態を知り、復興政策への提言の基礎とすることを目的とするものです。大槌町は壊滅的な打撃を受けました。リアス式海岸河口のわずかに開けた沿岸に街があったために、津波で街のほぼ全てが流され、人口の一割以上にあたる一七〇〇名以上が死亡あるいは行方不明になりました。震災から半年経った調査時、街があった場所にはまだ瓦礫が残っている状態でした。仮設住宅は、大槌湾へ流れ込む川の上流部や山沿いに点在しており、住民の方々は寄り添って暮らしていました。

仮設住宅を回ってアンケート用紙を配布しながらも、時間があるときには、立ち話や家にあがらせていただいております。住民の方々は、当然のごとく、住み慣れない仮設住宅の不満、今後の生活に見通しが立たないこと、苛立ちや不安を口々に語ってくれます。大槌町のかつて市街が



ナターシャ・グジーさん

B型肝炎訴訟で基本合意



と共に、ウイルス性肝炎患者全員が安心して治療を受けられる体制を確立することを目指しています。

B型肝炎訴訟は、一九八九年六月三〇日、B型肝炎ウイルスに感染した五人の原告が、国を被告として、札幌地方裁判所に訴訟を提起したことから始まっています。この訴訟は一七年もの間、札幌地裁、札幌高裁、最高裁と争われ、二〇〇六年六月一六日、最高裁判所が五人の原告全員について、国の責任を認める判決を出しました。

B型肝炎訴訟とは、国が実施した集団予防接種における注射器の使い回しによりB型肝炎ウイルスに持続感染したことを理由に国に対し損害賠償を請求する訴訟です。国の責任でB型肝炎に感染した被害者の被害の回復



厚労省前での抗議行動の様子

したが、国は原告五人以外のB型肝炎感染者については責任を認めず、救済策を採りませんでした。二〇一〇年三月二日に札幌地裁が和解勧告を出し、ようやく全面解決に向けた国との和解協議が始まりました。

しかし、和解協議は思うように進まず、ようやく国の出してきた和解案も到底原告団が受け入れられないような内容ではありませんでした。原告弁護士団は、B型肝炎問題を広く国民に訴えるため、街頭に立ってピコを配り、大小様々な学習会、講演会にかけ、厚労省前で座り込みを行うなどさまざまな活動を行いました。その結果、徐々にこの問題が国民や国会議員に知られるようになりまし

た。全国的な提訴から三年経つてようやく基本合意に至りました。この基本合意は全国で行われているB型肝炎訴訟、及び将来提訴する原告も対象としたものです。ただし、基本合意が成立してもまだB型肝炎訴訟は終わっていません。基本合意に基づいた個別原告の救済や、肝炎患者全体の恒久対策、被害を拡大させた真相究明、基本合意の課題である除斥期間の撤廃などまだまだ課題は残っています。今年後ともご支援をよろしくお願ひします。事務所からは瀬川、久保田、横山が東京弁護士団に参加しています。(弁護士 瀬川宏貴)



弁護士 樋谷賢一

ニューフェイス登場

よろしくお願ひします

十二月に入所した樋谷賢一(ひたにけんいち)と申します。広島県の出身です。私は、大学卒業後、カ

ード会社に七年ほど勤務し、その後法科大学院を修了しました。カード会社時代の経験も踏まえ、依頼者の方に寄り添い、ともに解決をはかっていたと思っております。皆様のお役に立てるよう精進して参ります。どうぞよろしくお願ひ致します。

右往・左往

☆自由法曹団創立九〇周年及び総会
自由法曹団は今年創立九〇周年を迎えました。一〇月二日には、東京お台場で、記念行事として「つどい」と「レセプション」が行われ、当事務所の弁護士も多くが参加しました。

「毎日」法律相談
「相談時間」
平日午後四時〜七時迄
・土曜日一時〜四時迄
「相談料」
三〇分ごとに五二五〇円(消費税込み)
土曜日は前日の夕方迄に、平日は当日の午後一時までに、お電話ください。
〇三・三五八六・三六一